東日本大震災から5年。忘れない。そして、真の復興へ

平成28年3月11日全国青年司法書士協議会 会長 梅垣 晃一

未曾有の被害をもたらし、そして今もなお多くの被災者及び被害者に苦痛と 困難を強いている東日本大震災の発生から5年が経過しました。改めて被災 者・被害者の皆様に心よりお見舞い申しあげます。

この5年という節目に際し、全国約2800名の青年司法書士で構成する私たち全国青年司法書士協議会は、被災や被害の事実を忘れず、そして被災者や被害者に寄り添い、手を携えながら、ともに真の復興を目指していく決意を新たにし、ここに声明を発します。

津波によって大きな被害を受けた地域は、復興工事が進んでいるところでは 新しい住宅が建ちならびはじめ、新しい生活を垣間見ることもできます。しか し、それはまだごく一部でしかなく、5年が経過した今でも仮設住宅などでの 不自由な暮らしを強いられている多くの被災者も存在します。また、被災地域 においては、既存の地域社会の分断や高齢化問題、雇用の確保など新たな生活 の再建のために解決すべき問題を多く抱えています。いまだ震災による復興は 道半ばです。引き続き被災者の生活再建のため、人に寄り添った支援活動を行 っていく必要があります。

また、東日本大震災に起因した福島第一原子力発電所の事故により直接的又は間接的に被害や影響を受けた地域については、国が定めた強制避難地域からはもちろんのこと、その区域外から全国に避難した方が多数存在しているのが現状です。多くの避難者は、住宅支援の打ち切りなどにより、今後の生活に不安や戸惑いを抱きどうすれば良いのか悩み続けています。また、避難された方の中には、震災前に住んでいた地域に戻って生活する方、反対に、そこには戻らずに新たな生活の地を選択される方も存在します。被害や影響を受けた方々の希望や立場はさまざまではありますが、それぞれの方の声に耳を傾け、それぞれの違った希望や立場に応じた適切な支援を継続的に行っていく必要があります。

そこで、当協議会は、東日本大震災による被災・被害の事実を決して忘れることなく、すべての被災者・避難者・被害者に対し、相談活動等の機会を通じて支援を継続していくこと、そして、支援活動を通じて集められた市民の声に基づき、行政府や立法機関に対して具体的にかつきめ細かな提言を行い、被災者・避難者・被害者の方が、将来の生活を自らの意思で選択し、生活の再建をしていくことができる社会―それが、真の復興につながるものと私たちは考えます―をともに目指していく所存です。